

# JAPANESE DENTAL HYGIENISTS' ASSOCIATION

# 歯科衛生だより

2023 October vol. 77

発行人／吉田 直美  
発 行／公益社団法人 日本歯科衛生士会  
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19  
TEL.03(3209)8020 FAX.03(3209)8023  
<https://www.jdha.or.jp/>

## オンライン資格確認等システムが実現する 新しい医療

厚生労働省保険局保険課長  
(前 内閣官房副長官補室 内閣参事官)

やま  
した  
まもる  
山下 護

オンライン資格確認等システムが本格稼働して2年が経ちました。多くの医療機関に顔認証付きカードリーダーが導入され、マイナンバーカードで加入している健康保険の資格確認を行うことが日常的になっています。同時に、マイナンバーカードで受診したら自分と違う情報が入っていたという事故も報道され、不安に感じる方も多いでしょう。ここでは、オンライン資格確認等システムがどういうものか改めて紹介します。その上で、このシステムが新しい医療を実現する重要な基盤であることを説明します。

オンライン資格確認等システムがどういうものか理解していくために当たって、皆様の身近なアイテムである携帯電話について考えてみましょう。遠く離れた方に連絡をしたい場合、携帯電話は大変便利です。連絡したい方の番号(連絡先リストを既に作っているのであれば、その方のお名前)を入力すれば、その方の携帯電話を鳴らし、「つながる」ことができます。なぜ、こうしたことができるのか。それは、一人ひとりに与えられた固有の携帯電話番号があり、その番号と携帯電話が紐づいているからです。もし、入力する際に携帯電話番号を誤ってしまうと知らない誰かに間違い電話をかけてしまうことになります。このため、つながりたい相手に正しい番号を伝えること、そして、正しい番号を入力することが大変重要ですね。



さて、携帯電話番号と携帯電話という当たり前のことをお伝えしたのは、この関係がマイナンバーとマイナンバーカードの関係と同じだからです。マイ

ナンバーとは、日本に住所を有している方、一人ひとりに付与された固有の番号です。しかし、その番号だけでは何もできません。そこで、あなただけのマイナンバーカードが登場します。これによって、たとえ遠く離れていても「つながる」ことができるのです。では、マイナンバーカードによって誰と「つながる」ことができるのでしょうか。それは、各種の手続きです。

様々な手続きを行う際、住民票の写しや本人を確認する書類(運転免許証など)を提示するよう求められませんか。例えば、銀行口座の開設、転職に伴う健康保険の加入、パスポートの取得などの際、必ず本人確認を求められます。銀行や健康保険の運営者、行政機関は、皆様とのつながりがないため、皆様がどこに住んでいて、どういう方なのか分かりません。そこで、別の公的機関で証明された書類の提出を求め、皆様の本人確認を行っているのです。ところが、この方法だと皆様は必ず窓口に自ら訪れる必要があります。こうした不便を解消するために、遠隔であっても、デジタル空間であっても本人確認を確実に行えるようにする仕組みが「マイナンバーカード」なのです。



突然、「マイナンバーカード」が本人確認の仕組みだと言われてもピンとこないかもしれません。そこで、皆様が日常的に使っているキャッシュカードを例に説明しましょう。

銀行口座を開設した際に銀行から口座名義の本人に交付されるキャッシュカードですが、口座を開設した数日後に皆様の住所(口座を開設した際に届け出られた住所)に届きます。また、キャッシュカードには本人しか知らない4桁の暗証番号が格納されています。これにより、銀行の窓口に行かなくとも、ATMにキャッシュカードを入れ、4桁の暗証番号を打ち込むことで口座を通じた取引が可能になります。つまり、キャッシュカードを保有していること、及び、本人しか知らない4桁の暗証番号(事前に届け出た4桁の暗証番号と合致)によって、本人確認がなされ、銀行の窓口を通さずとも本人の口座で取引ができるようになっています。



このキャッシュカードと同じ本人確認の仕組みが「マイナンバーカード」でも採用されています。つまり、マイナンバーカードは、市区町村役場で本人に直接交付されていること、本人しか知らない4桁の暗証番号、そして、本人の写真があることで、公的に本人確認ができるものになっています。

では、次にマイナンバーカードが健康保険証になる仕組みについて説明します。マイナンバーカードで本人確認できる情報は、氏名、性別、生年月日及び住所の4情報です。しかし、これだけでは医療機関の窓口でマイナンバーカードを示されても加入している健康保険が何か分かりません。そこで、健康保険法等を改正し、すべての保険者(国保、健保、協会けんぽ、共済、後期高齢者医療)が、それぞれ有している加入者(被保険者及び被扶養者)の情報とそれぞれのマイナンバーを紐づけ、審査支払機関で加入者情報を一元管理することにしました。これが「オンライン資格確認等システム」です。医療機関の窓口にある顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードをかざすと本人の顔とマイナンバーカードにある写真で本人確認がなされ、オンライン資格確認等システムに照会されます。その照会を受け、その本人が加入している保険者の情報を医療機関に回答する仕組みです。一方で、この仕組みは、各保険者において加入者情報を隨時最新なものに更新していく必要があります。離職、転職、引っ越しなどで健康保険の保険者が変わりますので、その都度、保険者は、加入者か



入者情報を隨時最新なものに更新していく必要があります。離職、転職、引っ越しなどで健康保険の保険者が変わりますので、その都度、保険者は、加入者か

ら正しい情報をもらい、加入者本人と被扶養者の情報を更新し続けていかなければなりません。今回、マイナンバーカードで受診したら自分と違う情報が入っていたという事故があった背景は、保険者による加入者情報の更新手続きにおいてミスがあったことに起因します。保険者においても、今まで以上に個人情報を扱っているという認識を高め、こうした事務を担う職員の職場環境を向上させる必要があります。同時に、加入者一人ひとりも自分の情報は自分で守ることを自覚し、特に、健康保険の保険者が変わる際の提出書類に注意し、自らの情報が正しく更新されているのか確認(自分の情報はマイナポータルという自分が確認できるポータルサイトで確認可能)する必要があります。当然、従来の健康保険証を廃止するという決断をした厚生労働省においても、保険者の取組を支援していきます。

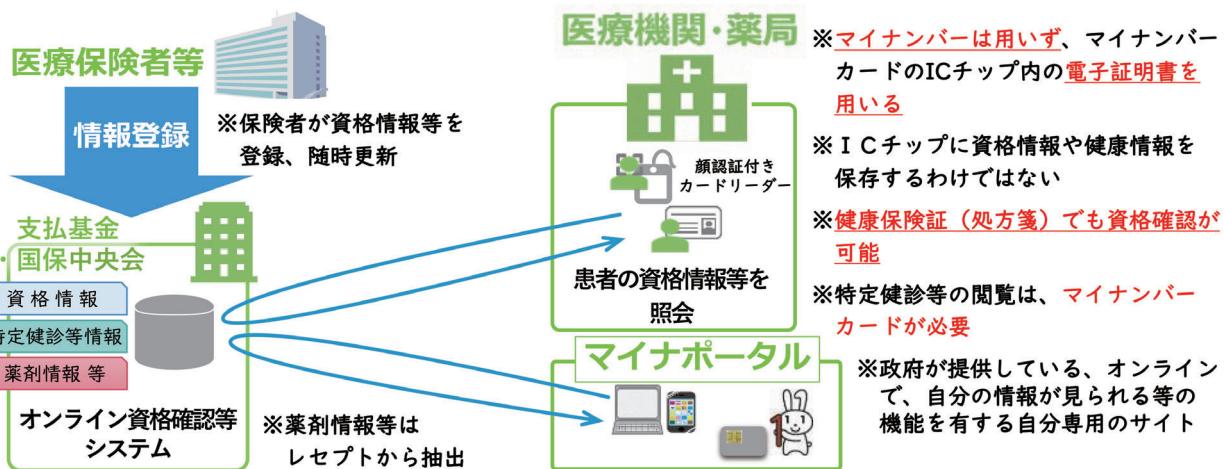
最後に、マイナンバーカードを使った本人確認という仕組みを使ったオンライン資格確認等システムでどのような医療を実現したいのか、説明します。

国民皆保険の加入者(被保険者及び被扶養者)の情報が審査支払機関で一元管理されているオンライン資格確認等システムは、言い換えれば、加入者一人ひとりの医療情報を格納していく私書箱が構築されたともいえます。そして、あなたが医療機関で受診した治療内容(レセプト情報)や薬局で調剤された薬剤リストが時系列で格納されていきます。結果として、私書箱にはあなたの治療履歴・薬剤履歴が蓄積されていくことになります。現在、格納される情報はレセプト情報です。しかし、今後、レセプト情報の内容を拡大し、どの歯をどのように治療し、その結果、その歯がどういう状態となったのかという共通情報を定め、格納することになれば、患者の歯の状態が時系列で自らの私書箱に蓄積されていくのです。もちろん、この私書箱を開くことができるのはマイナンバーカードを持った本人だけです。信頼できる医療機関・薬局に自分の情報を共有するかどうかを決めるのも本人です。これまでの治療経過を新しい医療機関に説明することも、この私書箱の情報を患者自ら共有することを通じて可能となるのです。

マイナンバーカードによる本人確認と結びついたオンライン資格確認等システムは、私書箱に格納される情報によって、患者の状態を、患者本人と医療者と共有できる仕組みに進化していくものとご理解ください。

## オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できるようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による事務コストが削減。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、より良い医療を受けられる環境に。（マイナポータルでの閲覧も可能）



## マイナンバーカードの健康保険証利用について

実際の利用に関しての詳細は、厚生労働省のウェブサイトで動画などによる説明があります。また、マイナンバーカードの保険証利用に際しては事前に登録手続きが必要になります。



マイナンバーカード



マイナポータル